

# 神戸市事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会に関する規則

平成 16 年 4 月 16 日

規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市行政評価条例(平成 16 年 3 月条例第 59 号)第 5 条第 9 項の規定に基づき、事務事業外部評価委員会及び建設事業外部評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第 4 条 委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関し協力を要請することができる。

(庶務)

第 5 条 事務事業外部評価委員会の庶務は行財政局において、建設事業外部評価委員会の庶務は建設局において処理する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 19 日から施行する。